

平成24年度公安調査庁が達成すべき目標に対する実績評価結果

基本目標	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行う。	
達成目標	<p>1 オウム真理教（以下「教団」という。）の活動状況¹を明らかにし、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、教団に対する観察処分²を適正かつ厳格に実施する。</p> <p>2 公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。</p>	
関係する内閣の重要政策（施政方針演説等のうち主なもの）	<p>○公安調査庁設置法（昭和27年法律第241号）第3条³</p> <p>○破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）第27条⁴</p> <p>○無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）（以下「団体規制法」という。）第5条、第7条、第29条⁵</p> <p>○テロの未然防止に関する行動計画（平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定）</p> <p style="padding-left: 20px;">第3-6-⑯ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等</p> <p>○カウンターインテリジェンス⁶機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）⁷</p> <p>○官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）⁸</p> <p style="padding-left: 20px;">・2-（2）-① 対外的情報収集機能の強化</p> <p style="padding-left: 20px;">・2-（2）-② その他の情報収集機能の強化</p> <p>○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008（平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定）</p> <p style="padding-left: 20px;">・第6 テロの脅威等への対処</p> <p style="padding-left: 40px;">4-① テロの未然防止に向けた国内外における情報収集・分析機能の強化</p> <p style="padding-left: 40px;">4-② カウンターインテリジェンス機能の強化</p> <p style="padding-left: 40px;">6-① サイバーテロ・サイバーインテリジェンス⁹に関する対策の強化</p> <p style="padding-left: 40px;">7-① 大量破壊兵器及び関連物資・技術等の拡散防止に向けた体制の強化等</p> <p style="padding-left: 40px;">8-② 拉致容疑事案等への対応強化のための情報収集・分析機能の強化</p> <p>○情報セキュリティ2012（平成24年7月4日情報セキュリティ政策会議決定）</p> <p style="padding-left: 20px;">・IV-2 大規模サイバー攻撃事態に対する対処態勢の整備等</p> <p style="padding-left: 40px;">ア 対処態勢の整備</p> <p style="padding-left: 60px;">(オ) サイバー攻撃の予兆の早期把握と情報収集・分析の強化（警察庁及び法務省）</p> <p style="padding-left: 60px;">エ サイバー攻撃への対処に係る国際連携の強化</p> <p style="padding-left: 60px;">(ア) 諸外国の関係機関等とのサイバー攻撃に係る情報の共有体制の強化と対処能力の向上（内閣官房及び関係府省庁）</p> <p style="padding-left: 60px;">(イ) サイバーテロに関する諸外国関係機関との連携の強化（警察庁及び法務省）</p> <p>○第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日）¹⁰</p>	
指標 （達成目標1）	1 教団の活動状況及び危険性の説明	平成24年度目標
		<p>教団施設等に対する立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原彰晃こと松本智津夫（以下「麻原」という。）の影響力、危険な綱領の保持等）を解明する。</p>

		施策の進捗状況（実績）				
		別添1のとおり、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について説明した。				
	参考指標	実績値				
	立入検査の実施回数等		20年度	21年度	22年度	23年度
	実施回数	19	23	15	16	17
	施設数	36	35	50	61	47
	動員数	628	682	705	940	677

指標 （達成目標1）	2 関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況（所要日数）	平成24年度目標値						
		33.2日より短縮						
		基準値	実績値					
		一年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
		提供を行った地方公共団体数	—	22	18	19	18	18
		提供回数	—	53	49	58	50	54
	平均所要日数	—	38.8	30.1	20.1	21.0	20.9	

指標 （達成目標2）	3 破壊的団体等に関する情報の収集、関係機関等に対する情報提供の状況	平成24年度目標					
		公共の安全の確保に寄与するため、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。					
		施策の進捗状況（実績）					
		別添2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。					
	参考指標	実績値					

ホームページへのアクセス件数 ※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページの機材更新に伴い当庁ホームページのアクセスカウンターに不具合が生じ、測定不能である。	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	
	105,507	133,722	165,357	—	170,139	
参考指標	年度ごとの実績値					
	回答区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度
カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果（％）	意識が向上した	95	97	—	—	
	意識は変わらなかった	5	3	—	—	
	研修内容の有効性ある	—	—	62.4	55.7	62.8
	研修内容の有効性比較的ある	—	—	33.4	39.5	36.2
	研修内容の有効性どちらともいえない	—	—	3.5	3.8	1.0
	研修内容の有効性比較的ない	—	—	0.2	0.7	0
	研修内容の有効性ない	—	—	0.2	0.2	0

評価結果	<p>目標の達成状況</p> <p>【指標1について】 平成24年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入検査を合計17回、延べ47施設、公安調査官延べ677人を動員して行った。また、教団から4回にわたり報告を徴取し、別添1のとおり教団の活動状況（組織及び活動の実態）及び危険性（麻原の影響力、危険な教義の保持等）を明らかにした。以上のとおり、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したと評価できる。</p> <p>【指標2について】 平成24年度は、18関係地方公共団体の長から延べ49回にわたり調査結果の提供の請求を受け、延べ54回にわたり提供を行ったが、請求から提供までの平均所要日数は20.9日と、過去5年間の所要日数の平均である33.2日を下回った。以上のとおり、関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対し、当庁が可能な限り迅速に対応したと評価できる。</p>
------	--

	<p>【指標3について】</p> <p>平成24年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」^{*11}、「内外情勢の回顧と展望」^{*12}等を掲載したほか、「国際テロリズム要覧」の作成に取り組んでおり（発表は平成25年4月）、ホームページのアクセス件数は上昇している。以上のとおり、その時々々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したと評価できる。</p>
<p>目標期間終了時点の総括</p>	<p>【目標の達成状況の分析】</p> <p>教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したことにより、教団の活動状況及び危険性を明らかにすることができた。また、教団に関する調査結果について、関係地方公共団体の長からの請求に対し、迅速に提供したことにより、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に努めた。さらに、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られた情報をホームページを活用するなどして適時適切に関係機関及び国民に提供した。</p> <p>これらはいずれも目標を達成するために有効かつ適切で、効率的な施策であり、公共の安全の確保に資するものである。</p> <p>このほか、破壊的団体等の情報収集及び分析・評価能力の向上のため、外部有識者等との意見交換や外国関係機関等との更なる関係強化を図るなどしたことにより、公共の安全の確保を図るという基本目標については、おおむね達成したと考える。</p> <p>【評価結果の今後の政策への反映の方向性等】</p> <p>教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拜し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。</p> <p>また、平成24年度は、法務大臣や公安調査庁長官等に対して、1団体（オウム真理教対策関係市町村連絡会）及び1地方公共団体から、教団に対する活動の規制強化等を求める要望書等が提出されるなどした。教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく必要がある。</p> <p>さらに、国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める必要がある。</p>

評価を行う過程において使用した資料その他の情報	<p>○評価の過程で使用したアンケート調査等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「カウンターインテリジェンス啓発研修への参加者に対するアンケート結果」は、公安調査庁総務部総務課において保管している。 （公安調査庁総務部総務課，平成25年5月作成，対象期間：平成24年4月1日～平成25年3月31日）
-------------------------	--

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望（平成25年1月）」公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/naigai25_1.html] を参照。

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分（団体規制法第5条第1項）で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること（報告徴取，団体規制法第5条第2項，第3項及び第5項），②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること（任意調査，団体規制法第7条第1項），③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること（立入検査，団体規制法第7条第2項）。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを提供することができる（団体規制法第32条）。

*3 「公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)」

（任務）

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)」

（公安調査官の調査権）

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)」

（観察処分）

第5条 *2参照

（観察処分の実施）

第7条 *2参照

（公安調査官の調査権）

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*7 カウンターインテリジェンス⁶機能の強化に関する基本方針（概要）（平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定）

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

*8 官邸における情報機能の強化の方針（平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定）

・ 2－（2）－① 対外的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・ 2－（2）－② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。（公安調査庁）

*9 「サイバーインテリジェンス」

サイバー空間における諜報活動

*10 「第183回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成25年2月28日）」

・ 遠くアルジェリアの砂漠で働いていた方々が、犠牲となりました。彼らに非業の死を遂げさせたテロリストたちの卑劣と非道を、我が国は決して許しません。テロの犠牲を繰り返さないため、何を為さねばならないかを検証し、具体的な対策を進めます。

・ 治安に対する信頼も欠かせません。ネット社会の脅威であるサイバー犯罪・サイバー攻撃や、平穏な暮らしを脅かす暴力団やテロリストなどへの対策・取締りを徹底します。

・ 拉致問題については、全ての拉致被害者の御家族が御自身の手で肉親を抱きしめる日が訪れるまで、私の使命は終わりません。北朝鮮に「対話と圧力」の方針を貫き、全ての拉致被害者の安全確保及び即時帰国、拉致に関する真相究明、拉致実行犯の引渡し等の三点に向けて、全力を尽くします。拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、北朝鮮に強く求めます。

・ 我が国の領土・領海・領空や主権に対する挑発が続いており、我が国を取り巻く安全保障環境は、一層厳しさを増しております。（中略）国民の生命・財産、我が国の領土・領海・領空を断固として守り抜く決意であります。

*11 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html] を参照。

*12 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ [http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html] を参照。

別添 1

【達成目標 1】

〔指標 1〕 教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、平成24年5月、8月、11月、平成25年2月の4回にわたり、教団から、教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在、用途及び教団の資産等の事項について報告を徴取するとともに、平成24年度中に教団施設に対する立入検査を合計17回、延べ47施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、
 - ・平成24年12月31日現在、国内に出家信徒約400人、在家信徒約1,100人、ロシア連邦内に信徒約140人を擁し、また、国内に15都道府県下32か所の拠点施設及び約20か所の信徒居住用施設、ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
 - ・現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
 - ・教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - ・組織拡大に向けて活発な活動を展開している
 - ・組織体質は、依然として閉鎖的・欺まんの的であることなどが明らかとなっている。

別添 2

【達成目標 2】

〔指標 3〕破壊的団体等に関する情報の収集、関係機関等に対する情報提供の状況

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため、以下の項目を実施した。

1 破壊的団体等に関する情報の収集等

(1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。

- ・北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対日動向等のほか、日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
- ・国際テロ関係では、国際テロ組織等の動向のほか、国内における国際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報
- ・カウンターインテリジェンス関係では、外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか、我が国の重要情報等の保護に資する情報
- ・大量破壊兵器等の拡散関係では、拡散懸念国等による我が国の関連物質・技術の調達に関する情報のほか、拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報
- ・サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では、サイバー攻撃の主体・手法、活動の実態等に関する情報のほか、テロの未然防止に資する情報
- ・中国関係では、尖閣諸島における中国及び台湾公船の派遣や我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国、香港及び台湾の活動家の動向等のほか、反日デモ等に関する情報
- ・ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
- ・国内公安動向では、反原発運動や新型輸送機MV22オスプレイの配備問題等をめぐる過激派等の動向のほか、尖閣諸島問題や天皇制問題等をめぐる右翼団体の活動等に関する情報

(2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり、情報の質やニーズに応じて適時適切に関係機関等に提供した。

- ・収集・分析した情報については、随時、官邸等に直接報告したほか、政府部内の各種会議（内閣情報会議、合同情報会議等）を通じ、あるいは担当官が内閣官房等の関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。
- ・平成24年は、世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」の作成に取り組み（発表は平成25年4月）、同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」を公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
- ・当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」及び「立入検査の実施結果について」等を掲載し、国民に対する情報提供に努めた。

2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては、官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか、各種会議、外部有識者との意見交換等を開催し、重要課題に関する現状、情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに、その結果を関係部署にフィードバックした。また、担当調査官に対する各種研修を実施した。この他、外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関するより頻繁かつ詳細な情

報及び意見の交換を行った。